

米国出張報告

森下哲朗

期間・場所：2012年9月17日・18日、ワシントン

訪問先：Treasury, FRB, FDIC 他

聴取事項：Dodd-Frank 法における金融機関破綻処理, 外国銀行規制等

Dodd-Frank 法における金融機関破綻処理について

[Title II の概要]

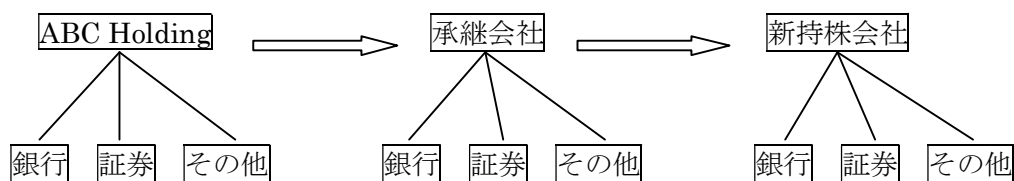
Dodd-Frank 法の Title II(Orderly Liquidation Authority)では、銀行持株会社やFRB監督ノンバンク金融会社等について、当該銀行持株会社・金融会社等の破綻が米国の金融の安定に深刻な影響を与えたとの財務長官の決定（systemic risk determination）を経て適用される特別の破綻処理手続。手続が開始されると、対象会社についてFDICがreceiver（管財人）に選任され、当該会社の清算手続が行われる。FDICには銀行破綻処理において与えられているような承継銀行への資産や業務の移転等多様な権限を与えられているほか、FDICは当該会社等に流動性を供給するため、Treasuryから資金を借りて、当該会社や承継会社等に融資等をできる。

○背景

- ・リーマン破綻処理への反省
- ・銀行以外の破綻処理手続
- ・グループで活動している複雑な金融機関の破綻処理
- ・破綻金融機関の価値喪失

○現在検討されている破綻処理スキームの例（イメージ）

- ・ Single Entity Receivership



*グループの最も頂点にある holding company だけを清算し、その下にある subsidiaries はできるだけ生かすことによって、金融機関グループの価値の維持や社会にとって重要な機能の継続的提供を目指す。

*清算すべき部分は清算するものの、承継会社等を用いることで、継続させるべき部分を継続させる。

○債権者等の権利の縮減

- ・ ベイル・イン
- ・ 裁判所の関与
- ・ 破産手続の場合よりも待遇が悪化しないこと

○Funding

- ・ 金融機関の円滑な破綻処理には流動性供給がカギ
- ・ Treasury からの借入れによる流動性供給
- ・ 連結ベースでの総資産の 10%を上限とする（最初の 30 日間）等の上限あり
- ・ 資産処分等によって返済できない額は事後徴収（但し、政府債権は優先）
- ・ 事前に集めるという案もあったが、採用されず

○デリバティブ契約の取扱い

- ・ リーマンの際に、多くの契約が一斉に解約されたことにより、大きな混乱が生じた
- ・ 承継会社への円滑な承継が必須であることから、Title II の手続きが開始されたら直ちに解約が生ずるのは好ましくない
- ・ FDIC 選任までに承継候補等が決まっているのが通常であり、時間的には十分
- ・ 取引相手単位で承継の有無を判断

○国際的な協力

- ・ システム上重要な金融機関の多くは国際的にも展開
- ・ 国際的な協力の重要性は Key Attributes でも強調
- ・ host 国に求められること
 - － home 国での手続きの承認
 - － host 国内の拠点への流動性供給
 - － host 国内拠点についてのライセンス継続、破綻処理手続開始の抑制
 - － 各拠点がばらばらに清算されることを回避するための協力
- ・ MOU や Cooperation Agreement の締結を進め、円滑な情報交換や協力を可能に
- ・ 国際的な協調という観点から障害となる事項
 - － 経営権の移行について当局の許可等が必要である場合にそれが得られなかったり、経営権の移行が関係国法によって承認されないこと
 - － 各国が自国債権者保護のために清算やリング・フェンスのための措置をとること
 - － 適格金融契約のネットィングの停止のための法的枠組みを欠くこと
 - － 倒産法制の調和がないこと